

## (別紙1)

保険医療機関等において患者から求めることができる実費について(抄)

(平成12年11月10日保険発第186号保険局医療課長・歯科医療管理官通知)

### 1 実費徴収に関する手続について

- (1) 保険医療機関等内の見やすい場所、例えば、受付窓口、待合室等に実費徴収に係るサービス等の内容及び料金について患者にとって分かりやすく掲示しておくこと。なお、掲示の方法については、『療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等』及び『選定療養及び特定療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等』の制定に伴う実施上の留意事項について(平成14年3月8日保医発第0318001号)第1の2・に示す掲示例によること。
- (2) 患者からの実費徴収が必要となる場合には、患者に対し、徴収に係るサービスの内容及び料金等について明確かつ懇切に説明し、同意を確認の上徴収すること。この同意の確認は、徴収に係るサービスの内容及び料金を明示した文書に患者側の署名を受けることにより行うものであること。ただし、この同意書による確認は、実費徴収の必要が生じることにより逐次行う必要はなく、入院に係る説明等の際に具体的な内容及び料金を明示した同意書により包括的に確認する方法で差し支えないこと。なお、このような場合でも、以後別途実費徴収する事項が生じたときは、その都度、同意書により確認すること。
- (3) 患者から実費徴収した場合は、他の費用と区別した内容のわかる領収証を発行すること。
- (4) なお、「保険(医療)給付と重複する保険外負担の是正について」及び『療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等』及び『選定療養及び特定療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等』の制定に伴う実施上の留意事項についてに示したとおり、「お世話料」「施設管理料」「雑費」等の曖昧な名目での実費徴収は認められないので、改めて留意されたいこと。

### 2 実費徴収が認められるサービス等

患者から実費徴収できるサービス等の具体例としては、次に掲げるものが挙げられること。

- (1) 日常生活上必要なサービスに係る費用
  - ア おむつ代
  - イ 病衣貸与代(手術、検査等を行う場合の病衣貸与を除く。)

- ウ テレビ代
- エ 理髪代
- オ クリーニング代 等

(2) 公的保険給付とは関係のない文書の発行に係る費用

- ア 証明書代
- イ 診療録の開示手数料(閲覧、写しの交付等に係る手数料) 等

(3) 診療報酬点数表上実費徴収が可能なものとして明記されている費用

- ア 在宅医療に係る交通費
- イ 薬剤の容器代(ただし、原則として保険医療機関等から患者へ貸与するものとする。) 等

3 実費徴収が認められないサービス等

実費徴収が認められないサービス等としては、具体的には次に掲げるものが挙げられること。

(1) 手技料等に包括されている材料やサービスに係る費用

- ア 入院環境に係るもの  
(例)シーツ代、冷暖房代、電気代、清拭用タオル代 等
- イ 材料に係るもの  
(例)衛生材料代(ガーゼ代、絆創膏代等)、手術に通常使用する材料代(縫合糸代等)  
ウロバッグ代 等
- ウ サービスに係るもの  
(例)手術前の剃毛代、診療情報提供に際しX線フィルム等をコピーした場合のフィルムコピー代 等

(2) 診療報酬の算定上、回数制限のある検査等を規定回数以上に行った場合の費用

(3) 新薬、新医療材料、先進治療等に係る費用

- ア 薬事法上の承認前の医薬品、医療材料(治験薬を除く。)
- イ 適応外使用の医薬品
- ウ 不妊治療等の保険適用となっていない治療方法(高度先進医療を除く。)
- エ 予防、生活改善に係る診療 等

4 その他

上記1から3までに掲げる事項のほか、実費徴収の具体的取扱いについては、「保険(医療)給付と重複する保険外負担の是正について」及び「『療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等』及び『選定療養及び特定療養費に係る厚生労働大臣

が定める医薬品等』の制定に伴う実施上の留意事項について」を参考にされたい。

なお、上記に関連するものとして、入院時や松葉杖等の貸与の際に事前に患者から預託される金銭（いわゆる「預り金」）については、その取扱いが明確になっていなかったところであるが、将来的に発生することが予想される債権を適正に管理する観点から、保険医療機関が患者から「預り金」を求める場合にあっては、当該保険医療機関は、患者側への十分な情報提供、同意の確認や内容、金額、精算方法等の明示などの適正な手続を確保すること。